

(整理番号 538)

大阪地方最低賃金審議会
令和5年度第3回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会
議事要旨

- 1 日 時 令和5年9月25日(月)
午後1時30分から同3時11分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
- | | |
|------------|----|
| 公益を代表する委員 | 2名 |
| 労働者を代表する委員 | 3名 |
| 使用者を代表する委員 | 3名 |
- 4 議 事
大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
- (1) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、労使から以下の主張がなされた。
- ・ 労働者を代表する委員からは、最低賃金に関する実態調査のデータから1,070円の提示があった。
 - ・ 使用者を代表する委員からは、塗料業界の業績等を踏まえて1,065円の提示があった。
- (2) 三者協議、個別協議の審議の結果、全会一致で「時間額1,070円、発効日令和5年12月1日」と決議され、大阪労働局長に対し答申が行われた。